

令和4年3月31日

沖縄県特別支援教育推進計画(案)

(令和4年度～令和13年度)

令和4年 月

沖縄県教育委員会

目 次

1		
2		
3	第1章 基本方向	
4		
5	1 特別支援教育推進計画策定の趣旨	1
6		
7	2 基本的な考え方	2
8	(1) 特別支援教育に関する考え方	
9	(2) 特別支援教育を巡る状況の変化	
10	(3) これからの特別支援教育の方向性	
11		
12	3 特別支援教育推進計画の性格	
13		
14	4 特別支援教育推進計画の計画期間	
15		
16	5 特別支援教育推進計画の進行管理	
17		
18		
19	第2章 施策の展開	
20		
21	1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化	
22	(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実	
23	(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援	
24	(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実	
25	(4) 高等学校における学びの場の充実	
26	(5) 特別支援学校における教育環境の整備	
27	(6) 交流及び共同学習の推進	
28		
29	2 特別支援教育を担う教員の専門性向上	
30	(1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性	
31	(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性	
32	(3) 特別支援学校の教員に求められる専門性	
33		
34	3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上	
35	(1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進	
36	(2) 教員の情報活用能力の向上と校務のICT化	

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- (1) 就学前からの連携
- (2) 在学中の連携
- (3) 卒業後の連携
- (4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒への対応
- (5) 障害のある外国人児童生徒への対応
- (6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進

成果指標一覧

第1章 基本方向

1 特別支援教育推進計画策定の趣旨

沖縄県特別支援教育推進計画は、文部科学省が示す特別支援教育の基本的な考え方を踏まえ、沖縄県の現状を把握し、課題を明確にしながら具体的な施策推進のための計画として策定し、特別支援教育を推進・充実させることを目的とするものです。

これまでの国の動向については、平成24年7月の中央教育審議会分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告され、平成26年1月20日に国連の「障害者の権利に関する条約」への批准に続き、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、基礎的環境整備や合理的配慮の提供が義務づけられています。

本県においても、平成26年4月から「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が施行され、共生社会の実現に向けた様々な施策が展開されています。

また、令和3年1月には、国の中央教育審議会で「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）で新時代の特別支援教育の在り方が示され、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）が出されるなど、新たな展開への対応も求められています。

令和4年度には、「新たな振興計画」、「沖縄県教育大綱」、「第5次沖縄県障害者基本計画」「沖縄県教育振興基本計画」等の策定が予定されています。

本推進計画では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の在り方や今後の方向性について、効率的かつ効果的な施策展開を図るために、国の動向を踏まえながら、長期的・総合的観点に立って将来の展望を示すことを目指します。

2 基本的な考え方

1 (1) 特別支援教育に関する考え方

2 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取
3 組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その
4 持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必
5 要な支援を行うものです。また、特別支援教育は、発達障害のある幼児児童生徒も含め
6 て、障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実
7 施されるものです。

8 併せて、共生社会の実現に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシ
9 ブ教育システムの理念が重要であり、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとと
10 もに、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズ
11 にその時点で最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備し、
12 特別支援教育の充実を着実に進めていく必要があります。

13 そのため、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに
14 応じて、基礎的環境整備と合理的配慮を基に幼児期から高等学校・特別支援学校高等
15 部卒業に至るまで、的確かつ具体的な指導や関係機関と連携した幅広い支援を充実し
16 ていく必要があります。

18 (2) 特別支援教育を巡る状況の変化

19 少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認
20 識の高まり、就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援学校や小中
21 学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が大きく増加するなど、特別支援教育をめぐ
22 る状況が変化しています。

23 また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学びの場の充実に向け、通級による指
24 導や交流及び共同学習を推進するなど、それぞれの学びの場が柔軟で連続性を持った
25 ものとなることが求められています。

26 「交流及び共同学習ガイド」(文部科学省平成31年3月)では、障害の有無にかかわ
27 らず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するため、障害のある人
28 と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある子供たちと障害の
29 ない子供たち、あるいは、地域社会の人たちとが、触れ合い、共に活動する機会を設ける
30 ことが大切であり、大きな意義を有するものとしています。

1 小学校・中学校教諭の普通免許状の取得に当たっては、特別支援学校や社会福祉施
2 設で介護等体験を行うことが義務付けられており、令和元年度からは、小学校教員等の
3 養成を目的とする教職課程においては、全ての学生が発達障害や軽度の知的障害をは
4 じめとする特別支援教育の基礎的内容を1単位以上修得することが義務付けられるな
5 ど、すべての教員に特別支援教育に関する専門性が求められています。

6 学校現場における管理職を含めた現職教員に対する研修についても、更なる充実を図
7 っていく必要があります。

9 (3) これからの特別支援教育の方向性

10 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築
11 し、特別支援教育を進展させていくために、可能な限り共に教育を受けられる学びの場
12 の整備を図る必要があります。

13 また、幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的
14 確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支
15 援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく
16 ことが必要です。

17 これらを推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図ると
18 ともに、年間を通じて計画的・継続的に交流及び共同学習が行われるよう、各学校等の
19 連携が求められています。

20 さらに、障害のある児童生徒の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよ
21 う、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
22 を図っていきます。

23 これらの方向性を実現するため、

- 24 ・ 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化
- 25 ・ 特別支援教育を担う教員の専門性向上
- 26 ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

27 を進めていきます。

28 そのことにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員とし
29 て共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指します。

3 特別支援教育推進計画の性格

1
2 (1) 国の施策や県の総合的な計画等との整合を図りつつ、新しい時代に対応した本県に
3 おける特別支援教育の在り方についての基本的な考え方や新たな視点と方向性を示す
4 ものです。

5 (2) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の充実を目指し、教育的
6 ニーズに応える多様で柔軟な学びの場とその基盤となる環境整備や人材育成等を図る
7 ためのものです。

8 (3) 就学前から、在学中、卒業後への移行支援まで、関係機関との連携強化による切れ
9 目のない支援体制の整備、充実を図るためのものです。

4 特別支援教育推進計画の計画期間

12
13 この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。この間、沖縄
14 県教育大綱、沖縄県教育振興基本計画等の改訂や成果指標の中間目標（令和8年度）
15 の達成状況等に応じて、見直しを図ります。

5 特別支援教育推進計画の進行管理

18
19 本計画に基づく教育施策の進捗状況を把握し、成果指標の達成状況等を踏まえて、
20 効果的に特別支援教育の推進を図っていきます。

第2章 施策の展開

1 障害のある幼児児童生徒の学びの場の整備・連携強化

(1) 就学前における早期からの相談・支援の充実

【現状】

- 就学前の学びや支援は、特別支援学校幼稚部、幼稚園・保育所・認定こども園のほか、児童発達支援センター・民間の療育センターなど多様な場で行われています。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を必要とする幼児が増加するなど、障害の早期発見・早期支援のニーズが指摘されています。
- 発達障害の幼児期の気になる行動が障害の特性によるものであることに気が付かず、不適切な対応による二次的な課題を生じるケースもあります。

【課題】

- 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、障害のある幼児の指導・支援のため、園内特別支援委員会の設置やコーディネーターの指名、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を進める必要があります。
- 幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部へ途切れることなく接続（個別の教育支援計画、個別の指導計画等の引き継ぎ）できる体制づくりが求められています。

【取組の方向性と施策】

- ① 早期からのきめ細かい就学相談や支援を行うため、保健・医療・福祉部局や幼稚園等と連携して障害のある幼児の状況を把握することが重要です。このため、障害の早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の更なる充実が必要です。
 - ◆障害のある幼児の状況を把握するため、乳幼児健診や就学時健診の活用を図ります。
 - ◆乳幼児健診や就学時健診等における気付きを保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な就学・教育相談につなぐ取組を推進します。
- ② 園長等のリーダーシップの下、園内特別支援委員会の設置や、コーディネーターの指名を行うことが重要です。また、障害のある幼児の指導については、全教職員が個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解し連携に努める必要があります。

- ◆園長や副園長、教職員を対象とした特別支援教育に係る研修の充実を図ります。
- ◆特別な支援が必要な幼児の実態把握、幼児のニーズに応じた支援、保護者や医療・保健・福祉・労働等の関係機関との連携、園内支援体制確立のための取組等の研修の実施や巡回相談の活用を促進します。

③ 家庭との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用することが大切です。

- ◆保護者が気軽に相談できるような場所や機会を用意し、幼児養育・療育の相談と併せて、将来の見通しについての不安を取り除くような取組を推進します。

- ◆各種様式や作成手順・活用方法について明示するとともに、特別支援学校の教職員による助言・援助を行います。

④ 就学後の適切な支援のためには、幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部との円滑な接続を図ることが大切です。

- ◆個別の教育支援計画、個別の指導計画、「新サポートノートえいぶる」等を活用するなど、教育上の合理的配慮を含む支援の内容などを確実に引き継ぎます。

- ◆幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部の教職員との意見交換や合同の研修会を推進します。

- ◆幼稚園等と小学校・特別支援学校小学部との相互の保育参観及び授業参観などを通じて継続的な連携を推進します。

成果指標 1-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援教育コーディネーターを指名している幼稚園等の割合(%)	—	80.0	100

※就学前の相談支援や小学校・特別支援学校小学部との接続等の充実のため、幼稚園等(公立幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園)で特別支援教育コーディネーターを指名している割合を成果指標とし、目標値を100%とします。

(2) 就学相談や学びの場の検討等の支援

【現状】

○平成25年の学校教育法施行令の改正により、就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会が保護者の意向や専門家の意見を踏まえて総合的に判断することとなっています。

- 市町村教育委員会の教育支援委員会等で調査・審議対象となった障害のある幼児児童生徒の数は大幅に増加しています。
- 市町村教育支援委員会の運営を担当する職員の異動等により、運営ノウハウへの支援が求められるケースがあります。
- 「障害のある子供の教育支援の手引き」（文部科学省令和3年6月）で教育的ニーズの変化に伴う柔軟な学びの場の変更の重要性が示されました。

【課題】

- 教育的ニーズに最も適した就学先を決定するため、就学相談を担当する者には、適切な情報提供、実態把握、相談、資料作成等に関する高い専門性が求められています。
- オンラインを活用するなどの研修方法の工夫により、更なる研修の充実を図る必要があります。

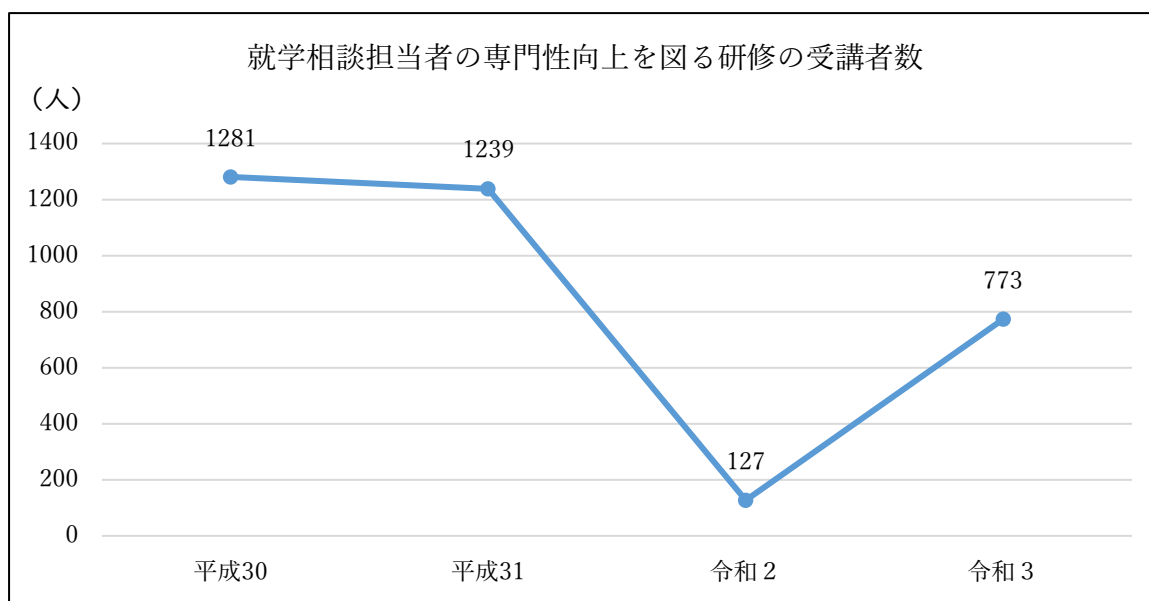
【取組の方向性と施策】

- ① 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供する観点から、市町村教育委員会における就学手続きにおいて、よりきめ細かな就学・教育相談を実施することが大切です。
 - ◆乳幼児健診や就学時健診等における気付きを、保護者や就学先、関係機関と共有し、必要に応じて適切な教育相談につなぐ取組を推進します。
 - ◆市町村教育委員会の就学相談担当者を対象とした研修の充実を図ります。
- ② 学びの場は固定したものではなく、就学後も障害のある児童生徒が連続性のある多様な学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、十分な教育が受けられるよう、教育相談や個別の教育支援計画に基づき柔軟に見直される必要があります。
 - ◆必要に応じて、市町村教育委員会における就学先決定前や就学後の学びの場における状況を把握し、指導・助言を行います。
 - ◆特別支援学校のセンター的機能を活かし、早期の教育相談、体験入学、交流及び共同学習などの推進を図ります。

成果指標 1-2	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
就学相談担当者の専門性向上を図る研修の受講者数(人)	773	1,500	1,800

※就学相談や適切な学びの場の検討を担当するための高い専門性を担保するため、研修(就学支援スキルアップ研修、市町村連絡協議会、特別支援教育コーディネーター研修)の受講者数を成果指標とし、目標値を1,800人とする。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15



(3) 小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実

【現状】

- 通常の学級においても、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、合理的配慮の提供や特別支援教育支援員による支援などが行われています。
- 平成29年度から通級による指導の担当教員の基礎定数化が進められるなど、学校における特別な支援を必要とする児童生徒の学びの場の指導体制は段階的に充実してきています。
- 児童生徒の特性に応じた支援や特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の充実を図っています。

【課題】

- 通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学校全体で特別支援教育を推進していく必要があります。
- 通級による指導が必要な場合には、在籍する小中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や通級による指導の担当教員が小中学校等を巡回して行う取組を推進することが重要です。
- 教育的ニーズの変化に応じた適切な教育を行うため、学びの場の柔軟な見直しができるようにする必要があります。
- 学びの連続性を重視し、特別支援学級における学習指導の充実と児童生徒の可能性を伸ばす進路指導の充実を図る必要があります。
- 障害のある児童生徒が支障なく学ぶことができるよう、学校施設のバリアフリー化を推進することが重要です。

1 **【取組の方向性と施策】**

2 ① 校長等の管理職がリーダーシップを発揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメン
3 トを行い、教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、障害のある児童生徒へ
4 の指導・支援の質の向上を図っていく必要があります。

5 ◆各学校における特別支援教育の取組を推進するため、特別支援教育管理職研修
6 等の充実を図ります。

7 ◆特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備が推進できるよう、特
8 別支援教育コーディネーター養成研修会等の充実を図ります。

9 ② 通常の学級での指導方法の工夫を含め、通級による指導、特別支援学級における特
10 別の教育課程の編成、自立活動の指導の充実を図る必要があります。

11 ◆ユニバーサルデザインや合理的配慮を前提とする学級経営・授業づくりを推進しま
12 す。

13 ◆GIGAスクール構想等を踏まえたICT機器、障害の状態に応じた支援機器等を整
14 備し、その効果的な活用を推進します。

15 ◆個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用を推進します。

16 ◆特別支援学級における教育課程の編成や自立活動の指導に関する教員研修の充
17 実を図ります。

18 ③ 特別支援学級の児童生徒が、特別支援学級に加え、在籍する学校の通常の学級（交
19 流学級）の一員としても活動するような取組が重要です。

20 ◆障害の特性や個々の学習の状況等を勘案しつつ、学級活動や給食等については可
21 能な限り共に行います。

22 ◆児童生徒の障害の状態等を踏まえ、共同学習で実施することが可能なものについ
23 ては、年間指導計画等に位置付けて、計画的に実施します。

24 ④ 児童生徒の教育的ニーズに応じて、通常の学級における指導と通級による指導を組
25 み合わせて指導を行うことが適切な場合の支援体制を整えることが大切です。

26 ◆通級による指導の充実や、特別支援学級の弾力的な運用を推進します。

27 ◆通級による指導の担当教員が近隣の小学校等を巡回して行う指導を推進します。

28 ⑤ 校内教育支援委員会等の充実を図り、教育的ニーズの変化を十分に把握し、学びの
29 場の柔軟な見直しができるようにすることが重要です。

30 ◆児童生徒の発達の種類、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指
31 導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、柔軟に学び
32 の場の見直しを行います。

33 ◆定期的な教育相談等により、個別の教育支援計画の評価・検討を行い、学びの場
34 の変更についての合意形成を図ります。

⑥ 特別支援学級における学習指導の充実、自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実を図ることが必要です。

◆学びの連続性を重視し、学級担任間や教科担任等との連携により、各教科等の学習を充実させます。

◆児童生徒の希望等を踏まえ、キャリアパスポートの活用や高等学校等への進学を含めた進路指導の充実を図ります。

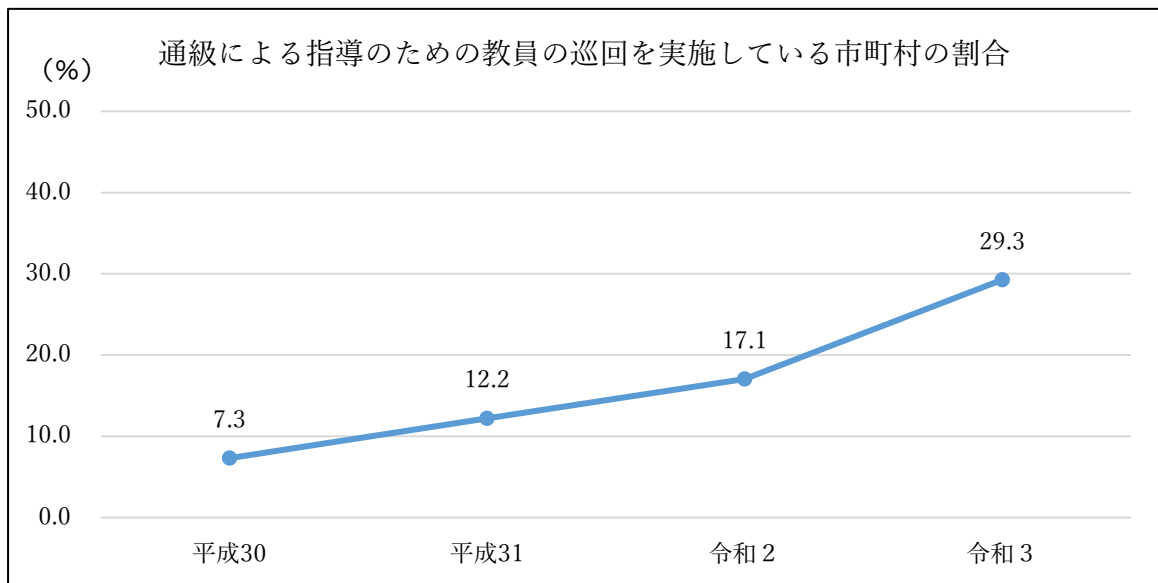
⑦ 学校施設のバリアフリー化については、バリアフリー法の改正等により、一定規模以上の新築等を行う場合にバリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校等が追加されたことを踏まえて、取組を推進する必要があります。

◆文部科学省において設定した 令和7(2025)年度末までのバリアフリー化の整備目標の達成に向けて取組を推進します。

◆学校が広く地域住民にとっての心のバリアフリーを発信する機能を有していくことを目指します。

成果指標 1-3	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
通級による指導のための教員の巡回を実施している市町村の割合 (%)	29.3	39.0	48.8

※通級による指導が必要な場合でも、他校通級が難しいケースが多いことから、担当教員が小中学校等を巡回して行う取組を推進するため、通級による指導のための教員の巡回を実施している市町村の割合を成果指標とし、目標値を48.8%(20市町村程度)とする。



1 (4) 高等学校における学びの場の充実

【現状】

- 高等学校入学者選抜において、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供が進んできており、実際に配慮を行った学校数・生徒数は増加してきています。
- 高等学校における通級による指導や中重度の知的障害のある生徒のための学びの教室(ゆい教室)など、学びの場の充実が進んでいます。
- 特別な支援が必要な生徒が高校に進学するに当たって、中学校等から引き続き切れ目なく、個々に必要な支援が行われるような体制づくりが進んでいます。
- 高等学校における通級による指導を平成30年度から実施しており、自立活動の指導を行っています。

【課題】

- 発達障害を含む障害のある生徒が一定数在学していることから、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。
- 多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう取り組むことが大切です。
- 通級による指導を実施する高等学校の充実を図るとともに、本人や保護者も含めた関係者に対して、卒業後を見据えた視点を大切にする指導の意義について共通理解を図ることも重要です。

2

3

【取組の方向性と施策】

4

- ① 校長のリーダーシップのもと、入学前、入学者選抜、入学後のいずれの場面においても、適切な教育相談や合理的配慮がなされることが重要です。

5

6

- ◆中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連携協議会で支援・連携について協議を行うことで、中学校と高等学校の円滑な接続を図ります。

7

8

- ◆小中学校で個別の教育支援計画等の作成がされていない場合でも、必要に応じて個別の教育支援計画等を作成・活用し、生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供等を行います。

9

10

11

- ② 生徒自身の進路に対するニーズや学習の状況に応じて学べるよう、教育環境の充実を図ることが大切です。

12

13

- ◆生徒の実態に応じた学び直しなど、より多様なコース制を導入する等の取組を行います。

14

1 ◆特別支援教育支援員の配置や通級による指導の拡充など、引き続き高等学校に在
2 籍する特別な支援を必要とする生徒の学習環境の整備に取り組みます。

3 ③ 本人等の意向も踏まえつつ、卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施して
4 いくための支援体制の構築が重要です。

5 ◆通級による指導などを通し、自分の得意なことや苦手なことなどの自己理解を促
6 し、対処法を学びながら自信を高めるような指導や支援の充実を図ります。

7 ◆卒業後の進路先に対し、生徒に必要な支援の内容や環境整備についての情報が適
8 切に引き継がれるように、関係機関との連携を促進します。

9 ◆障害者手帳等の取得による、いわゆる「障害者雇用枠」を利用した就労も含めて、
10 特別支援学校との連携を強化します。

成果指標 1-4	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
通級による指導を実施している県立高等学校の数(校)	2	5	10

12 ※高等学校における学びの場の充実を図るため、平成30年度から通級による指導を実施してい
13 るが、取組の推進を図るため、実施している高等学校の数(現状値2校)を成果指標とし、目標
14 値を10校とする。

16 (5) 特別支援学校における教育環境の整備

【現状】

○高い専門性を活かして、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援し、生活上
や学習上の困難を改善または克服するための、適切な指導及び必要な支援を行
っています。

○特別支援学校学習指導要領の改訂で、初等中等教育全体の改善・充実の方向
性や障害のある児童生徒の学びの連続性を重視し、知的障害者である児童生徒
のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の3つの柱
に基づき整理されました。

【課題】

○視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の各教育部門については、小
中学校、高等学校に準じて確かな学力の定着を図るとともに、各障害種における
教育の充実を図っていくことが重要です。

○障害の種類や障害の状態等によっては、臨床心理士、作業療法士、理学療法士、
言語聴覚士、視能訓練士等の専門家の知見を活用して指導に当たる必要があります。

- 特別支援学校における指導の充実を図るため、外部専門家を活用した専門性向上のための研修の充実を図る必要があります。
- 特別支援学校は、特別支援教育のセンター校として地域の学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めることとされており、その役割はますます重要となっています。
- 特別支援学校の在籍者数の増加により教室不足が続いており、特に中部地区においては大きな課題となっています。

【取組の方向性と施策】

① 各教育部門における教育の重点事項

ア 視覚障害教育部門

- ・幼児児童生徒が減少する中で、ICT機器等を活用した集団による学習機会の保障や全国の視覚障害特別支援学校との連携など、充実した学習環境の構築を図る必要があります。
- ・視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、幼児児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する必要があります。
- ・早期の教育相談や小中学校の弱視特別支援学級の支援、中途視覚障害者に対する相談等、視覚障害教育のセンター的機能の充実を図る必要があります。
- ・専攻科においては、専門教育を保障する役割も果たしており、資格の取得などに向けた様々な取組を行い、やりがいのある職業として、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の魅力を発信します。

イ 聴覚障害教育部門

- ・幼児児童生徒一人一人の聴覚障害の状態に応じたコミュニケーション手段（音声、文字、手話、指文字等）を活用し、生きる力と学習の基礎となる言語力・コミュニケーション力の向上を図るために、職員研修の充実を図り、聴覚障害教育の専門性を高め、指導力の向上に努めます。
- ・視覚的に情報を得やすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高める必要があります。
- ・早期の教育相談や小中学校の難聴特別支援学級の支援等、地域における聴覚障害教育のセンター的機能の充実を図る必要があります。
- ・聴覚障害のある幼児児童生徒の情報の保障にかかわるコミュニケーション手段としての手話等について、教職員、保護者等に対する研修の充実を図ります。

1 ウ 知的障害教育部門

2 ・よりよく生活を工夫していこうとする意欲を高めるため、学びの連続性を重視し、
3 各教科等の目標・内容を踏まえた教科等の指導や自立活動の指導の充実を図りま
4 す。

5 ・幼児児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育
6 的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標・観点別評
7 価を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図ります。

8 ・幼児児童生徒の知的障害の状態や学習環境、経験等に応じて、教材・教具や補助
9 用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、
10 指導の効果を高める必要があります。

11 エ 肢体不自由教育部門

12 ・体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成を図ります。

13 ・身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫
14 するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高める
15 必要があります。

16 オ 病弱教育部門

17 ・身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機
18 器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用
19 し、指導の効果を高める必要があります。

20 ・医学や医療技術のめまぐるしい発展により、時代ごとに主流となる疾患が変化し、
21 現代においては、これまでの慢性疾患等だけでなく、心身症への対応が注目を集め
22 るようになり、病弱教育を担う特別支援学校の役割も大きく変化しており、地域の医
23 療、福祉、保健等との連携を密にしながら教育の充実に努める必要があります。

24 ② 障害の種類や障害の状態等に応じた指導を行うとともに、重複障害のある幼児児
25 童生徒の指導の充実、外部専門家等と連携した取組の推進を図る必要があります。

26 ◆校長のリーダーシップのもと、研究指定校、校内研修等の取組を推進するととも
27 に、県外研修、総合教育センターの長期研修等による高い専門性のある人材育成
28 を推進します。

29 ◆臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士等の外部専門家
30 を活用した研修等により、指導の充実、教員の専門性向上を推進します。

31 ◆県内外の外部専門家を活用し、校内研修や公開研修会等の充実に継続して取り
32 組みます。

33 ③ 自立活動の指導、キャリア教育と就労支援、生涯学習への意欲を高める取組、ICT
34 機器の活用等の充実を図る必要があります。

1 ◆一人一人の幼児児童生徒の実態に応じた自立活動の指導の更なる充実を図りま
2 す。

3 ◆各学校でキャリア教育の全体計画を策定し、幼稚部・小学部段階からのキャリア教
4 育の充実と新たな職域も含めた就労支援の充実を図ります。

5 ◆生涯学習への意欲を高めるため、社会教育施設等の活用やスポーツ、芸術文化活
6 動の体験を推進します。

7 ◆各学校の校内情報化推進計画に合理的配慮のためのICT機器活用方針を示し、
8 障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。

9 ④ 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能
10 を充実させ、小中学校、高等学校等への支援体制を整備していく必要があります。

11 ◆校内体制の整備・充実を行うとともに、特別支援教育コーディネーターの育成、資
12 質向上を図ります。

13 ◆巡回アドバイザーや専門家チームの派遣による地域の学校等への支援を充実させ
14 ます。

15 ◆特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実に資するよう、教育的ニー
16 ズに応じた適切な教育を提供し、校内支援体制の構築について積極的に支援しま
17 す。

18 ⑤ 特別支援学校の教室不足や中部地区における過密化の解消に向けた施策の推進
19 により、教育環境の改善を図る必要があります。

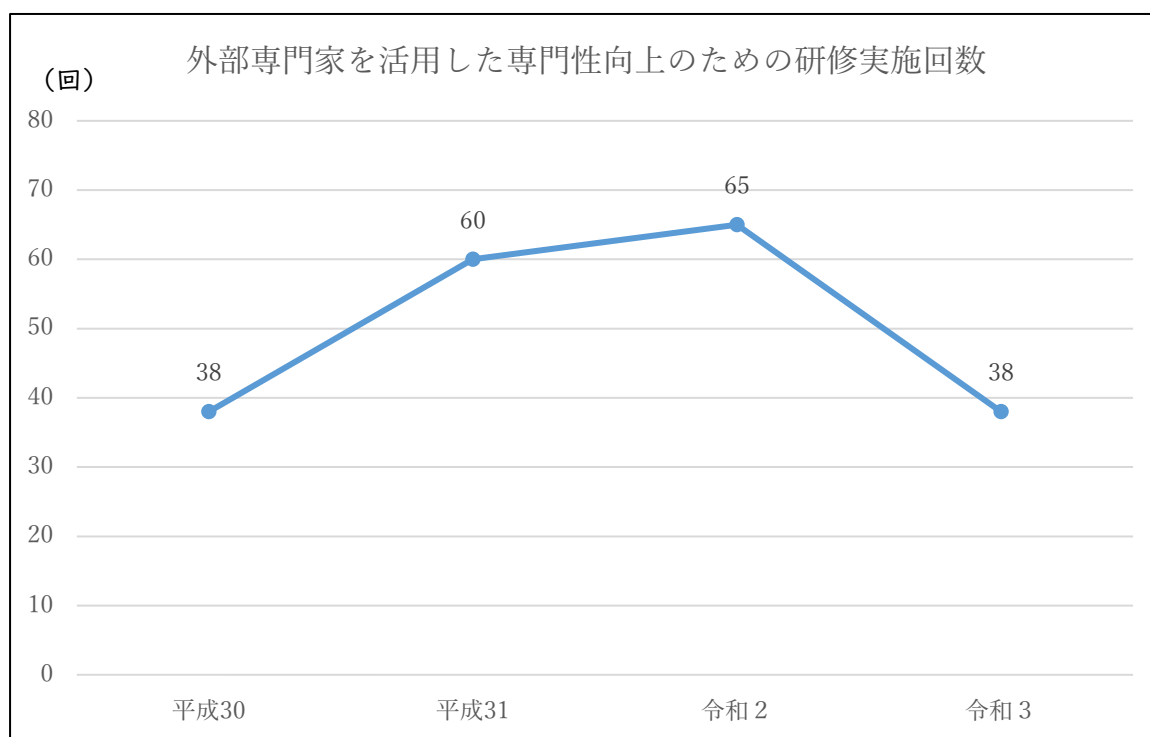
20 ◆県立特別支援学校編成整備計画に基づき、中部地区に新たな特別支援学校の設
21 置に向けた取組を推進します。

22 ◆国が示す特別支援学校設置基準を踏まえ、適切な教育環境の整備を推進します。
23

成果指標 1-5	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
外部専門家を活用した専門性向上のための 研修実施回数(回)	38	50	66

24 ※特別支援学校における指導の充実を図るため、外部専門家を活用した専門性向上のための
25 研修の充実を図る必要があることから、外部専門家(臨床心理士、理学療法士、作業療法士、
26 言語聴覚士、視能訓練士等)を活用した専門性向上のための研修実施回数を成果指標とし、
27 目標値を66回(1校あたり年間3回程度)とする。
28
29
30
31

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18



(6) 交流及び共同学習の推進

【現状】

- 幼稚園の教育要領、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。
- 小学校、中学校では、多くの学校で通常の学級と特別支援学級での交流及び共同学習を実施しています。
- 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校と特別支援学校の学校間交流は、近隣校を中心に実施しています。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学区にある学校で行う居住地校交流は、小学部を中心に実施しています。

【課題】

- すべての幼稚園等、小学校、中学校、高等学校において交流及び共同学習を推進する必要があります。
- 特別支援学校だけでなく、地域の障害者施設、障害者団体等との交流の機会も活用することが必要です。
- 交流及び共同学習をとおして、各学校全体の教育活動を活性化するとともに、幼児児童生徒が人々の多様な在り方を理解し、共に支え合う意識の醸成につながるよう、取り組む必要があります。

1 **【取組の方向性と施策】**

2 ① 小学校、中学校で特別支援学級の児童生徒が通常の学級で交流及び共同学習
3 を行う場合、指導目標、指導内容、指導方法等について評価・検証し、必要な改善
4 を行うことが大切です。

5 ◆特別支援学級における年間を通じた指導と交流及び共同学習について、教育的
6 ニーズを踏まえた必要な改善を行います。

7 ◆交流及び共同学習の成果を踏まえ、教育的ニーズの変化に応じた学びの場の柔
8 軟な変更を推進します。

9 ② 学校間交流は、学校全体で組織的・継続的に取り組む体制を整えることが必要で
10 す。

11 ◆事前の準備、実施後の振り返り等も含めて、教育課程・年間指導計画に位置付
12 け、計画的・継続的に取り組みます。

13 ◆イベントのような形だけでなく、日常において無理なく継続的に行う活動を推進し
14 ます。

15 ◆感染症対策を行いながら、オンラインの活用なども含めた多様な方法での交流
16 及び共同学習を推進します。

17 ③ 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が地域との結び付きを強めるため、居住
18 する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進することが必要です。

19 ◆居住地校交流では、例えば、地域の学校に副次的な籍を置くような実地的で具
20 体的な運用をするなど、学校間の連携・協力で地域の学校で共に学ぶ取組を推
21 進します。

22 ④ 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校では、地域の障害のある人との触れ合いな
23 どにより、共生社会を形成する豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大
24 切さを学ぶ機会を作ることが重要です。

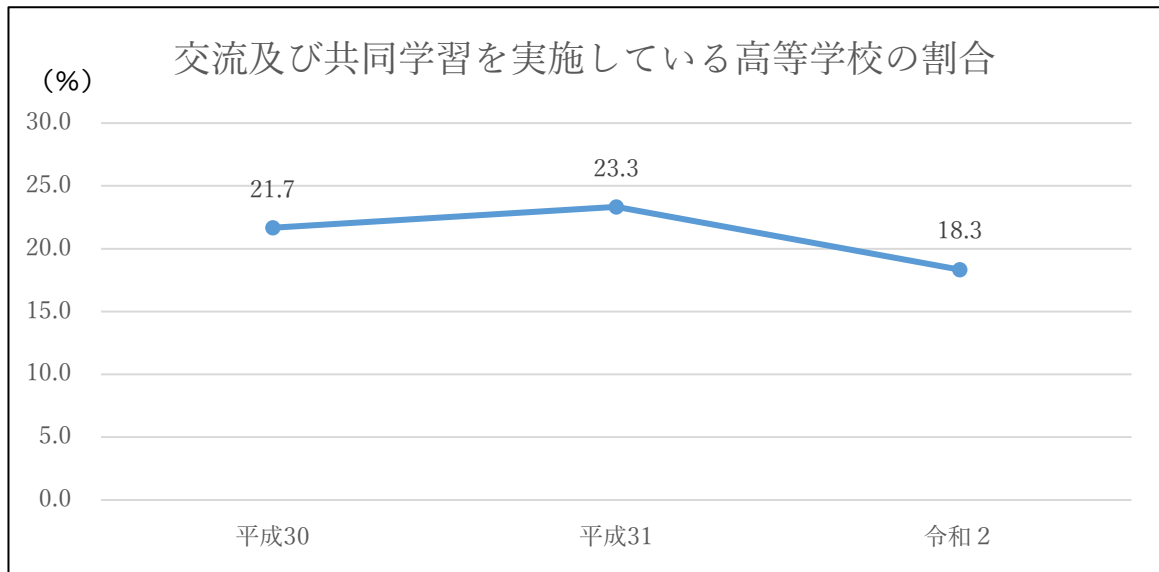
25 ◆保育所における障害児保育の充実及び幼稚園等における特別支援教育の充実
26 を図り、幼児期から互いの存在を認め合う社会の実現に努めます。

27 ◆地域の障害者施設や障害者団体等と連携し、共に活動する交流及び共同学習を
28 推進します。

29
30
31
32
33
34

成果指標 1-6	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校等との交流及び共同学習を実施している県立高等学校の割合 (%)	18.3	80.0	100

※高等学校における交流及び共同学習を推進するため、特別支援学校等(障害者施設、団体等を含む)との交流及び共同学習を実施している高等学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

2 特別支援教育を担う教員の専門性向上

1 (1) 全ての教員に求められる特別支援教育に関する専門性

【現状】

- 小学校教員等を養成する教職課程では特別支援教育の基礎的内容の1単位以上の修得、小学校・中学校教諭の普通免許状の取得には介護等の体験が義務付けられています。

【課題】

- 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提とし、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があります。
- 特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する考え方を多様な教育的ニーズのある児童生徒がいることを前提とした学級経営・授業づくりに活かしていくことが必要です。
- 学校全体でインクルーシブ教育システムの理念を共有し、特別支援教育の充実を図っていくためには、校長のリーダーシップや特別支援教育コーディネーター等の中核となる人材の育成が重要です。

【取組の方向性と施策】

- ① 全ての教員には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要です。
 - ◆初任者研修、経年研修、総合教育センターにおける夏季短期研修等で、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒の理解や必要な支援についての研修の充実を図ります。
 - ◆各学校における校内研修等の充実により、特別支援学級と交流学級との取組や通級による指導を受けている児童生徒の対応など、校内体制の充実を図ります。
 - ◆特別支援学校教諭免許状を保有している等、特別支援教育に関する専門性の高い教員の採用に努めます。
- ② 校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、学校全体で特別支援教育の充実を図っていくことが必要です。
 - ◆管理職悉皆研修、特別支援教育コーディネーター養成研修等の実施により、全ての学校における特別支援教育の充実のための人材育成を図ります。
 - ◆学校経営方針として、特別支援教育の推進を位置付け、教育支援委員会等を活

用した学校運営を推進します。

成果指標 2-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
全教員を対象とした通常の学級における特別支援教育に関する校内研修等を実施している学校の割合(%)	—	85.0	100

※特別支援教育を推進するためには、管理職や通常の学級を担当する教員を含めた全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があることから、全教員を対象とした校内研修を実施している学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。

(2) 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

【現状】

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあり、初めて担当する教員が増加しています。
- 新任特別支援学級担当者研修会、特別支援学級・通級指導教室担当者研修会等、特別支援教育を担当する教員の専門性向上のための研修の充実を図っています。

【課題】

- 特別支援学級や通級による指導の担当教員には、実際に指導に当たる上で必要な、特別の教育課程の編成方法や、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得が求められます。
- 児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められます。
- 各学校における特別支援学級や通級による指導を担当する教員の代替は難しく、研修に参加しにくい環境にあることから、OJTやオンラインなど多様な研修方法の工夫により、参加しやすい研修を充実する必要があります。
- 高等学校で通級による指導が制度化され、今後より一層教員の専門性の向上が求められることから、こうした研修の充実・活用を積極的に行うことが重要です。

【取組の方向性と施策】

- ① 特別支援学級や通級による指導を担当する教員の専門性の向上は喫緊の課題となっており、特に、初めて担当する教員も多いことから、様々な工夫により人材育成を図っていくことが重要です。

◆各種研修会等の充実により、特別の教育課程の編成方法や、個別の教育支援計

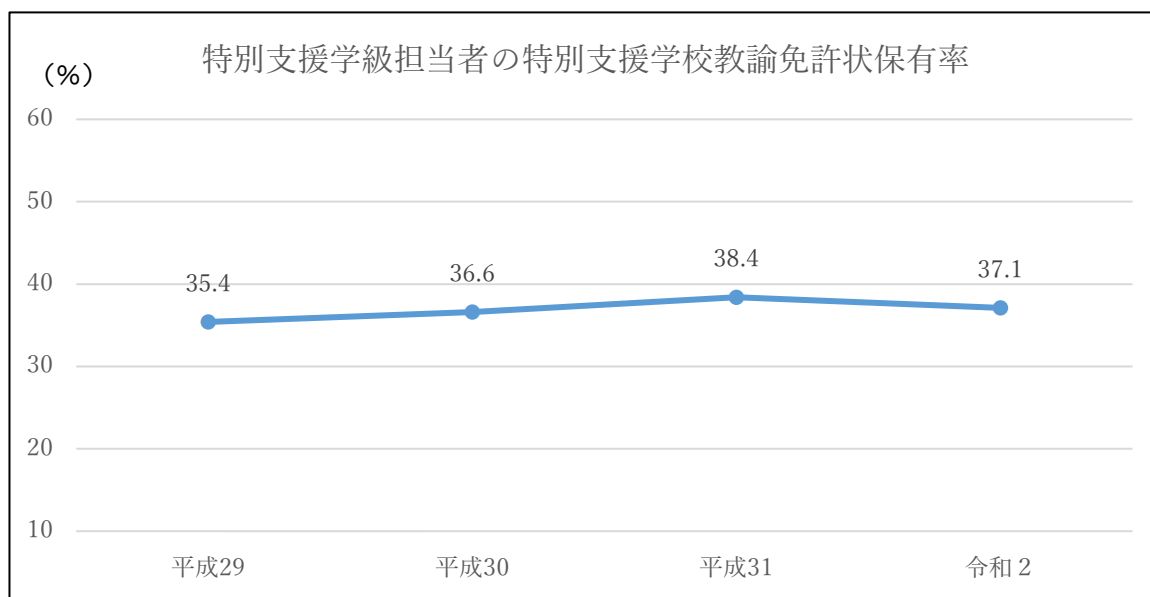
画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動の指導法等、専門性の向上を図ります。

◆各種研修の受講対象者が増加していることから、オンライン研修、オンデマンド研修等を活用するなど、研修体制の充実を図ります。

◆特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等による免許取得を推奨し、資質向上に資する知識技能等の習得を促します。

成果指標 2-2	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭等免許状保有率 (%)	37.1	49.0	60.0

※平成27年の中央教育審議会答申において、小中学校の特別支援学級担任の所持率(平成27年度全国平均30.5%)の2倍程度を目標として取得を進めることが期待されていることから、特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭等免許状保有率を成果指標とし、目標値を60.0%とする。



(3) 特別支援学校の教員に求められる専門性

【現状】

○特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の幼児児童生徒が在籍しています。

○特別支援学校に勤務する教員のうち、担当する障害種の教員免許状を持っている教員の割合は年々増加していますが、令和2年度で79%と全国平均83%を下回っています。

【課題】

○特別支援学校の教員は、重複障害の幼児児童生徒を含め、多様な実態を踏まえた指導を行うため、より高い専門性が求められています。

○特別支援学校は、特別支援教育のセンター校としての役割が求められており、地域の学校等の要請に応じて、様々な助言・援助に当たっていく専門性を高めることが重要です。

【取組の方向性と施策】

① 多様な幼児児童生徒に対応するため、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や外部専門家との連携が必要です。

◆研究指定校、グループ研究における研究の成果や学校内外の研究活動を推進します。また、ICT機器等を活用したオンライン研修、オンデマンド研修を開催し、多くの教員が情報を共有し、資質向上を図る取組を推進します。

◆学校内外の専門家等とも連携しながら、専門的な知見を活用して指導に活かすことを通して専門性の向上を図ります。

② 専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の保有率を高めることが求められており、概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要です。

◆特別支援学校教諭免許状を保有していない教員については、免許法認定講習等の受講を促し、当該領域の免許保有率の向上に取り組めます。

◆概ね全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状（全領域）を取得することを目指して取組を推進します。

◆特別支援学校教諭免許状を保有している教員の採用に努めます。

③ 個々の教員の専門性の向上だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。

◆一定の専門性を有した教員の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよう、校内研修の充実など学校が組織として専門性を担保・共有していく取組を推進します。

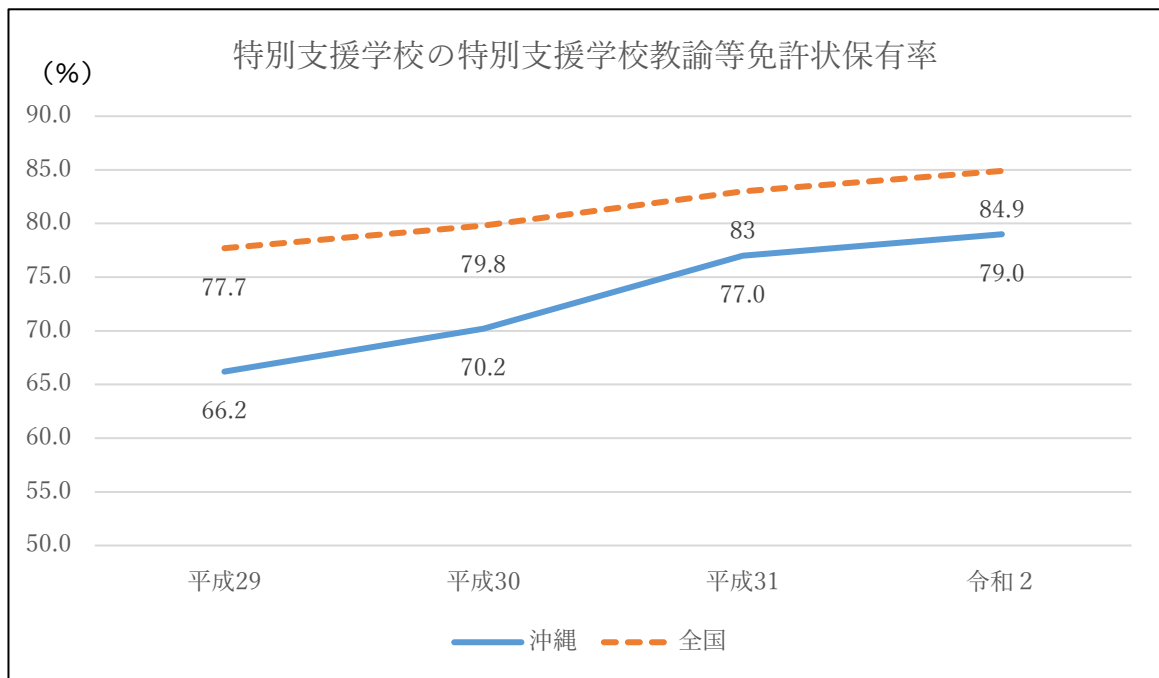
◆特別支援教育のセンター校として、要請に応じて地域の学校等の障害のある幼児児童生徒に関する助言や援助を行うことが求められていることを踏まえ、地域の学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の助言・援助に当たっていくための専門性を高める取組を推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

◆教職大学院と連携・協働し、現職教員の特別支援教育に関する専門性の向上に努める。

成果指標 2-3	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率 (%)	79.0	89.5	100

※令和3年1月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して』において、「概ね全ての特別支援学校教員が免許状を取得することを目指して取り組むことが必要である。」とされたことから、特別支援学校の特別支援学校教諭等免許状保有率を成果指標とし、目標値を100%とする。



3 ICT活用等による特別支援教育の質の向上

1 (1) ICT活用による一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進

【現状】

- ICTは、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて活用することにより、各教科等の学習の効果を高めたり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導に効果を発揮したりすることができる重要なものです。
- 沖縄県の特別支援学校においても、ICTの積極的な活用が行われ、実践事例集なども作成されています。

【課題】

- 障害の状態や特性、幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要です。
- 教育の情報化とICT活用を一層推進していくための校内体制の充実を図ることが重要です。

2 【取組の方向性と施策】

- 3 ① 各障害種に応じた入出力機器やアプリ等を活用して、指導の充実を図る必要があ
4 ります。

【再掲】

ア 視覚障害教育部門

- ・幼児児童生徒が減少する中で、ICT機器等を活用した集団による学習機会の保障や全国の視覚障害特別支援学校との連携など、充実した学習環境の構築を図る必要があります。
- ・視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、幼児児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、幼児児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する必要があります。

イ 聴覚障害教育部門

- ・視覚的に情報を得やすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高める必要があります。

ウ 知的障害教育部門

- ・幼児児童生徒の知的障害の状態や学習環境、経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用し、指導の効果を高める必要があります。

エ 肢体不自由教育部門

- ・身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高める必要があります。

オ 病弱教育部門

・身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高める必要があります。

◆GIGAスクール構想等を踏まえたICT機器、障害の状態に応じた支援機器等を整備し、その効果的な活用を推進します。(再掲)

② 各特別支援学校において校内情報化推進計画を策定し、教育の情報化とICTの活用を一層推進する必要があります。

◆各学校の校内情報化推進計画に合理的配慮のためのICT機器活用方針を示し、障害の状態等に応じた指導の充実を図ります。(再掲)

成果指標 3-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
各特別支援学校における校内情報化推進計画に、合理的配慮の提供のためのICT機器活用方針が示されている学校の割合(%)	19.0	100	100

※特別支援学校における合理的配慮の提供のためのICT活用を推進するため、校内情報化推進計画に方針が示されている学校の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。

(2) 教員の情報活用能力の向上と校務のICT化

【現状】

- 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等や育成を目指す資質・能力、学習の習得状況等と照らし合わせながら、効果的なICTを活用した授業の在り方を引き続き検討していくことが求められています。
- 沖縄県特別支援学校校務支援システムを活用した校務処理が、平成29年からスタートし、校務の効率化が図られています。

【課題】

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の推進のために、教員が授業にICTを活用して指導する能力を上げていく必要があります。
- 校務処理や研究活動、各種研修においてもICTを活用することで、校務の効率化の推進を図っていくことが重要です。

【取組の方向性と施策】

- ① 多様な障害による困難さに対応した指導を行うため、教員のICT活用スキルはこれまで以上に高いものが求められます。
- ◆学校のICT活用の中心となる教員を養成するため、教育情報化推進講座等の各種研修機会の充実を図ります。
- ◆具体的なICT活用の実践事例の紹介や研修の充実等により、教員のICT活用指

1 導力の向上に取り組みます。

2
3 ② 沖縄県教育情報化推進計画を踏まえ、これまでの取組の実績・成果や時代の進
4 展を踏まえつつ、ICTの活用により、校務や研修の効率化を推進していくことが求
5 められます。

6 ◆特別支援学校教育支援システムを活用し、個別の教育支援計画や個別の指導計
7 画等の円滑な作成や各種情報の一元管理を行うことで、校務の効率化を図りま
8 す。

9 ◆研究指定校、グループ研究における研究の成果や学校内外の研究活動を推進し
10 ます。また、ICT機器等を活用したオンライン研修、オンデマンド研修を開催し、多
11 くの教員が情報を共有し、資質向上を図る取組を推進します。【再掲】

12

成果指標 3-2	現状値 (R2)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
各特別支援学校で「教員のICT活用指導力」の状況で「できる」「ややできる」教員の割合(%)	76.8	100	100

13 ※各特別支援学校における「授業にICTを活用して指導する能力」については、概ねできる
14 割合が76.8%であり、更なる向上を図る必要があることから、各特別支援学校で「教員のIC
15 T活用指導力」の状況で「できる」「ややできる」教員の割合を成果指標とし、目標値を100%
16 とする。

4 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1 (1) 就学前からの連携

【現状】

- 就学先については、本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、障害の状態や必要となる支援の内容、教育学等の専門的見地といった総合的な観点を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなっています。
- 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度のものうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める場合は、沖縄県就学支援委員会で改めて審議を行い、就学先を決定しています。

【課題】

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒やその保護者については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要です。
- 乳幼児健診等で発達上の課題やその疑いが見られる場合、早期から医療や療育との連携が有効であり、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点からも保健・医療・福祉・教育部局と家庭との一層の連携が重要です。
- 教育委員会や福祉部局の主導のもと、保護者も含めた情報共有や保護者支援のための具体的な連携体制の整備を進める必要があります。

【取組の方向性と施策】

- ① 就学前の障害のある幼児の学びや支援の場の状況を把握し、その保護者を中心とした関係機関との連携を更に強化するとともに、各事業情報の共有・発信方法の工夫と、幼児教育施設等の資源を積極的・効果的に活用することが求められます。
 - ◆特に巡回支援専門員整備事業や保育所等訪問支援事業などについて学校関係者にも十分に周知する取組を推進します。
 - ◆障害のある幼児に対する支援に係る情報や相談窓口の情報について、障害の有無に関わらず全ての保護者に周知されるよう情報提供を行います。
- ② 関係機関が集う協議会等を活用して情報共有を行うなど、効率的な連携体制の構築が望まれます。
 - ◆早期アセスメントやその後の療育支援が、保育や幼児教育等につながるようになるため、「新サポートノートえいぶる」の活用や幼稚園・保育所段階からの「個別の(教育)支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用を推進します。

1 ◆教育委員会や福祉部局の主導のもと、教育と福祉が連携した研修や、個別の教
 2 育支援計画を活用したケース会議の充実などを推進します。

成果指標 4-1	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
巡回支援専門員整備事業を実施している市町村数(市町村)	19	30	41

4 ※就学前からの連携を推進するため、巡回支援専門員整備事業を実施している市町村数を
 5 成果指標とし、目標値を41市町村とする。

7 (2) 在学中の連携

【現状】

- 各学校の要請に応じて、各教育事務所から巡回アドバイザー、専門家チームを派遣し、指導・支援の充実を図っています。
- 各学校間で、個別の教育支援計画や個別の指導計画、関連資料等を活用した引き継ぎを行っています。
- 中高連絡協議会を実施し、中学校から高等学校への円滑な引き継ぎと連携を推進しています。

【課題】

- 特別支援学校だけではなく、小中学校においても関係機関との情報共有、相談支援ができるような横の連携促進が求められます。
- 小中学校で特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるにあたって、小中学校などでの指導や合理的配慮の状況などを引き継いでいくことが重要です。
- 特別支援学校におけるキャリア教育では、学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すことが重要です。

8 **【取組の方向性と施策】**

- 9 ① 特別な支援を必要とする児童生徒の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育
 10 支援計画等を活用し、学校間で適切に引き継ぎ、各学校における障害に配慮した適
 11 切な指導につなげることが重要です。
- 12 ◆放課後等デイサービスを利用している児童生徒の状況などについて、学校と関係
 13 機関、事業所等との情報共有、相談支援のための連携会議等を推進します。
- 14 ◆切れ目ない支援の充実に向けて、教育と福祉などの関係機関の職員が、相互に

1 研修を受講する機会を設けるなどの連携を推進します

2 ②早期からのキャリア教育では、保護者や身近な教員以外の大人とのコミュニケーションの機会や、自己肯定感を高める経験等が、自己のキャリア発達を促す上で重要
3
4 です。

5 ◆地域の就労関係機関との連携を推進し、特別支援学校を卒業した者が働く様子
6 を見学したり実際に職業体験を行ったりする機会の充実を図ります。

7 ◆就労に際して、本人の自己選択・自己決定を尊重するとともに、学校卒業後の生
8 活に向けて福祉制度の理解を深める取組を推進します。

9 ③児童生徒一人一人に応じた将来の自立と社会参加の実現のため、卒業後を見据え
10 た小中高の一貫性のあるキャリア教育を推進することが重要です。

11 ◆すべての生徒が希望する進路を実現できるよう支援を充実するとともに、キャリア
12 パスポートを活用しながら、関係機関（労働、教育、福祉、医療、地域等）との連携
13 を推進します。

14 ◆一般企業への就労を希望する生徒の進路実現と、企業側の障害者の理解や受け
15 入れに向けた取組を促進するため、今後も就労支援コーディネーターによる企業
16 への働きかけとマッチング支援、各種資格試験、特別支援学校技能検定の実施
17 等を総合的に推進します。

18 ④ 発達障害等のある児童生徒が在籍する全ての学校において、発達障害等のある
19 生徒の自己理解を促し、自信を高めるような指導や支援の充実が必要です。

20 ◆在学中から、自分の得意なことや苦手なことなどについての理解を促し、ソーシャ
21 ルスキルトレーニング等でその対処法を学ぶ取組を推進します。

22 ◆卒業後の進路先に、必要な配慮の提供、環境整備についての情報が引き継がれ
23 るように、関係機関との連携促進を図ります。

成果指標 4-2	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
福祉関係機関等との情報共有のための連携会議等を実施している小中学校の割合(%)	—	80.0	100

25 ※小中学校在学中における教育と福祉の連携を推進するため、福祉関係機関等との情報共
26 有のための連携会議等を実施している小中学校の割合を成果指標とし、目標値を100%と
27 する。

1 (3) 卒業後の連携

【現状】

- 特別支援学校高等部卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展しています。
- 特別支援学校高等部を卒業後も、必要に応じて、青年教室の開催、追指導、アフターケア等、特別支援学校の教員が一定期間支援を継続しています。

【課題】

- 一般就労、就労系を含む障害福祉サービス利用等、多様な進路先との必要な配慮等の確実な引継ぎが必要です。
- 卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させ、人々の心のつながりや相互に理解しあえる活動の機会を提供し、孤立しないようにする必要があります。

2 【取組の方向性と施策】

- 3 ① 学校や教員の過度な負担とならないよう、今後はより一層、卒業時の移行支援や
4 卒業後の就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方など
5 の検討が必要です。
- 6 ◆特別支援学校、企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機
7 関と連携した就職時及び就職後のアフターケアなどの就労支援の充実に取り組
8 みます。
- 9 ② 関係機関・関係者間で、情報提供や情報共有ができるよう、更なる連携を進める
10 必要があります。
- 11 ◆教育における個別の教育支援計画を卒業後の進路先に引き継ぐための移行支
12 援計画と福祉におけるサービスの利用計画や事業所の個別支援計画等が有効
13 に活用されるよう取組を推進します。
- 14 ③ 学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、持てる能力を最大限伸ばす
15 ことができるよう、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習
16 機会に関する情報の提供に努めることが重要です。
- 17 ◆生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ、豊かな生活を営むことができ
18 るよう、地域のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多
19 様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるよう、取組を推進します。
- 20
21
22
23

成果指標 4-3	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
特別支援学校高等部卒業後の進路先への移行支援計画の提供率(%)	—	80.0	100

※特別支援学校高等部卒業後の連携を推進するため、進路先への移行支援計画の提供率を成果指標とし、目標値を100%とする。

(4) 医療的ケアが必要な幼児児童生徒(医療的ケア児)への対応

【現状】

- 近年、学校等に在籍する、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒(以下、医療的ケア児とする)は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体、学校の設置者等の役割が示されました。

【課題】

- 医療的ケア児を含め、特別支援学校対象の児童生徒が小・中学校に就学するケースが増えており、基礎的環境整備や合理的配慮の充実が求められています。
- 特別支援学校における体制整備を推進すると共に、県立中学校、高等学校での対応も可能となるようにしていく必要があります。

【取組の方向性と施策】

- ① 医療的ケア児が安心して学校等で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要です。
 - ◆教育、医療、保健及び福祉などの関係部局や機関、医療的ケアに知見のある医師や看護師等で構成される、医療的ケア運営委員会等による連携を推進し、県立学校における医療的ケアに関する総括的な管理体制を整備していきます。
 - ◆各県立学校においては、保護者、主治医、校医、看護師、養護教諭、学級担任等の関係者が連携するとともに、校内委員会の設置、学校の求めに応じて派遣される指導医の巡回等により、安心・安全な実施体制を整備します。
- ② 幼稚園、小中学校等が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようになるため、市町村教育委員会と県教育委員会との連携を図る必要があります。
 - ◆各市町村においては、沖縄県教育委員会が策定した医療的ケアガイドライン等を

1 参考にしたガイドラインの策定や医療的ケア運営委員会の設置等により、実施体
2 制の整備を推進します。

3 ◆各幼稚園、小中学校等においては、医療的ケア実施要領を策定し、組織的に医療
4 的ケアが実施できるよう、校内委員会を設置します。

5 ◆幼稚園、小中学校等に勤務する看護師や養護教諭についても、県教育委員会が
6 実施する医療的ケアに関する研修会への参加や特別支援学校との連携などを推
7 進します。
8

成果指標 4-4	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
医療的ケア児が在籍する小中学校のある市町村の内、学校における医療的ケアガイドラインを作成している市町村の割合(%)	42.9	80.0	100

9 ※市町村における安心・安全な医療的ケア実施体制を整備するため、医療的ケア児が在籍
10 する小中学校のある市町村の内、学校における医療的ケアガイドラインを作成している市
11 町村の割合を成果指標とし、目標値を100%とする。
12

13 (5) 障害のある外国人幼児児童生徒への対応

【現状】

- 国際化の進展に伴い、学校等では帰国幼児児童生徒や外国人幼児児童生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる幼児児童生徒の受け入れが多くなっています。
- 一人一人の実態は、それぞれの言語的・文化的背景、年齢、就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々です。
- 沖縄県教育委員会では、外国人保護者向け多言語版パンフレット・リーフレット「お子さんの発達について心配なことはありますか？」(国立障害者リハビリテーションセンターのホームページより)を各市町村に提供しています。

【課題】

- 障害のある外国人幼児児童生徒は増加傾向にあり、幼児期から高等学校段階までの発達段階に応じた指導体制の構築に向け、関係機関が連携し、障害の診断や障害の状態の把握を行う取組を進めることが必要です。
- 障害のある外国人幼児児童生徒が通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校において学ぶ際には、幼児児童生徒の障害の状態等に応じたきめ細かい指導・支援が行われるよう、指導体制の構築が必要です。

1 **【取組の方向性と施策】**

2 ① 日本語指導が必要な外国人幼児児童生徒が将来への現実的な展望が持てるよ
3 う、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供することが必要です。

4 ◆外国人幼児児童生徒等に対しては、障害の状態や特性等に応じて学校生活や学
5 習に必要な日本語の習得のための指導とともに、日本語の能力に応じた各教科
6 等の指導、自立と社会参加に向けた取組を推進します。

7 ◆外国人幼児児童生徒等に対する早期からの相談体制を整備し、キャリア教育と
8 就労支援の充実を図るとともに、保護者や本人の相談支援の取組を推進します。

9 ② 幼児児童生徒のアイデンティティの確立を支え、自己肯定感を育むとともに、家族
10 関係の形成や母語、母文化の学びに対する支援に取り組むことも必要です。

11 ◆日本人を含む全ての幼児児童生徒等が、多様な言語や文化、価値観について理
12 解し、互いを尊重しながら学び合う取組を推進します。

13 ◆言語や文化の違いを尊重した保護者との連携も含め、異文化理解や多文化共生
14 の考え方が根付くような取組を推進します。

15

成果指標 4-5	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
障害のある外国人児童生徒の個別の教育支援計画の作成率(%)	—	80.0	100

16 ※障害のある外国人児童生徒に対する支援の充実を図るため、個別の教育支援計画の作成
17 率を成果指標とし、目標値を100%とする。

18
19 **(6) 関係機関等との連携強化による支援体制の整備と施策の推進**

【現状】

○教育・医療・福祉等地方連絡協議会を実施し、各関係機関との円滑な連携を推進しています。

○沖縄県特別支援教育総合推進整備事業運営協議会を実施し、教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局、大学、障害児(者)、関係団体等の関係機関等との連携を図っています。

【課題】

○文部科学省と厚生労働省の連携による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」等を踏まえ、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との更なる連携強化を図る必要があります。

- 教育と福祉の連携により、就学前から学齢期、社会参加まで、保護者支援を含めて切れ目なく支援していく体制を整備することが重要です。
- 障害者団体や民間の支援団体、大学等と連携し、相談体制の整備や教職員の研修等も含めた特別支援教育に係る施策の推進を図る必要があります。

【取組の方向性と施策】

- ① 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築を推進する必要があります。
 - ◆特別支援教育総合推進事業運営協議会、発達障害（児）者支援機関連絡会議及び自立支援協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めます。
 - ◆学校の教員研修等において放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある幼児児童生徒に係る福祉制度の周知を図ります。
- ② 障害のある幼児児童生徒やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要です。
 - ◆教育委員会や福祉部局等の関係部局及び総合教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示す取組を推進します。
 - ◆保護者向けハンドブックやパンフレット、「新サポートノートえいぶる」の活用を図るなど、保護者が必要とする情報の提供を推進します。
 - ◆障害のある幼児児童生徒の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまうことがないよう、保護者同士の交流の場の設定や保護者に対するペアレントプログラム等の周知等に取り組みます。
- ③ 障害者団体関係者等の特別支援教育に係る協議会等への参加や教員研修等での活用などにより、特別支援教育の更なる推進を図ります。
 - ◆必要に応じて、特別支援教育に係る協議会等へ、障害者団体等の関係者、民間の支援団体関係者、大学で特別支援教育を研究する専門家等の参加を求め、幅広い意見を聴取することで、施策の推進を図ります。
 - ◆幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員研修で、障害者団体等の関係者、民間の支援団体関係者、障害当事者等を活用し、教員の資質向上を図ります。

成果指標 4-6	現状値 (R3)	中間目標 (R8)	目標値 (R13)
市町村自立支援協議会で教育関係者が委員として委嘱されている市町村数(市町村)	15	28	41

- 1 ※障害のある幼児児童生徒の保護者に対する支援の充実を図るため、市町村自立支援協議
- 2 会で教育関係者が委員として委嘱されている市町村数を成果指標とし、目標値41市町村
- 3 とする。